

特定研究成果活用支援事業とは

令和6年6月

産業連携・地域振興課 産業連携推進室

特定研究成果活用支援事業の趣旨

制度趣旨（逐条解説より）

産業競争力強化法では、国立大学法人等における研究活動の活性化と研究成果の活用の促進を図るため、**研究成果を事業活動において活用するベンチャー企業等に対して、必要な助言や資金供給その他の支援を行う事業者の事業計画を文部科学大臣及び経済産業大臣が認定し（産業競争力強化法第十九条第3項）、この認定を受けた事業者に対して、国立大学法人等が出資並びに人的及び技術的援助を行うことを可能としている（産業競争力強化法第二十一条）。**

産業競争力強化法（関連条文を抜粋）

第二条

10 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十一条において同じ。）における**技術に関する研究成果^{※1}を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業**であって、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。

第十九条 **特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（特定研究成果活用支援事業を実施する法人を設立しようとする者並びに特定研究成果活用支援事業を実施しようとする投資事業有限責任組合及び特定研究成果活用支援事業を実施する投資事業有限責任組合を組合契約によって成立させようとする者を含む。）は、その実施しようとする特定研究成果活用支援事業に関する計画（以下この条、次条及び第百四十七条第一項第五号において「特定研究成果活用支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。**

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その特定研究成果活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 実施指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

第二十一条 **国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者^{※2}が認定特定研究成果活用支援事業計画^{※3}に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。**

※1 技術に関する研究成果・・・産業の発展や新しい社会的価値の創造に寄与しうるものであって、純粋な基礎研究や思想・表現等は含まれない。具体的な「技術に関する研究成果」としては、特許権、実用新案権やこれらを受ける権利、半導体集積回路に係る回路配置利用権等が想定されるが、必ずしも権利化されている必要はない。

※2 認定特定研究成果活用支援事業者・・・第十九条第一項の認定を受けた者。その者の設立に係る同項の法人又はその者による成立に係る同項の投資事業有限責任組合を含む。

※3 認定特定研究成果活用支援事業計画・・・認定特定研究成果活用支援事業者の当該認定に係る特定研究成果活用支援事業計画。

特定研究成果活用支援事業のスキーム及び認定・認可の手の続の流れ(1)

- 国立大学法人等は、**文部科学大臣・経済産業大臣から認定を受けた認定特定研究成果活用支援事業者（大学VC・ファンド）**に出資が可能。国立大学法人等は出資の都度、事前に**文部科学大臣からの出資認可**が必要。認定特定研究成果活用支援事業者（大学VC・ファンド）は、認定特定研究成果活用支援事業計画に変更が生じた際は変更認定申請が必要。

※当該国立大学法人等における技術に関する研究成果を活用した大学発ベンチャーに投資・支援することを主たる目的としたVC・ファンド

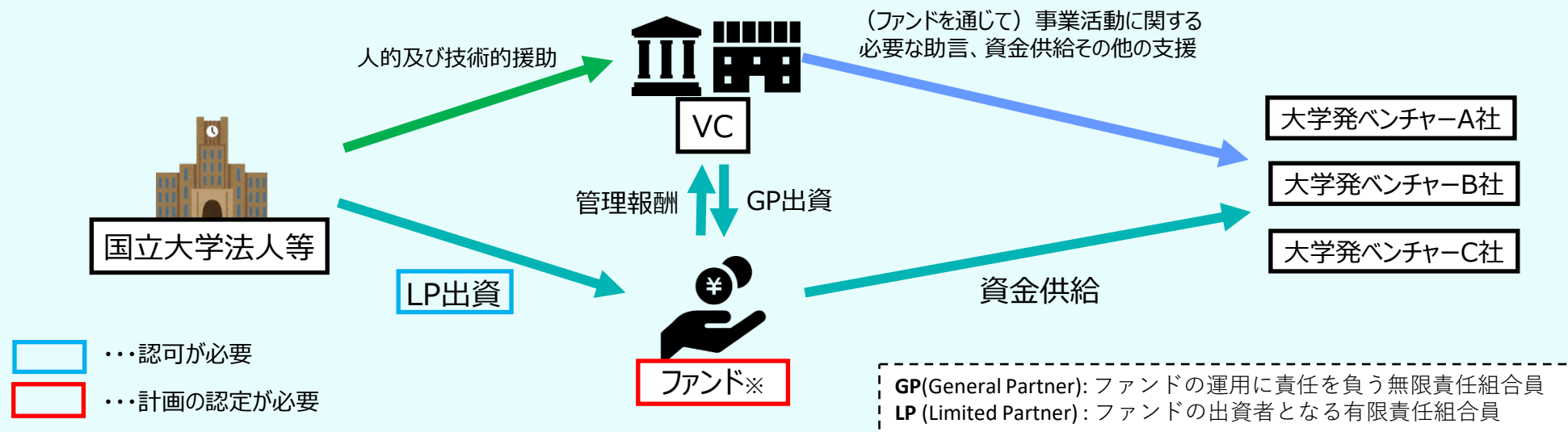
- ①国立大学法人等が、**大学VCに係る特定研究成果活用支援事業に関する計画**を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出。
- ②文部科学大臣及び経済産業大臣が、大学VCに係る特定研究成果活用支援事業に関する計画を認定。
- ③国立大学法人等が、**大学VCへの出資に係る出資認可申請書**を文部科学大臣に提出。
- ④文部科学大臣は、提出された出資認可申請書について財務大臣へ協議の上、認可（その後、大学VCが設立される。）。
- ⑤大学VCが、**ファンドに係る特定研究成果活用支援事業に関する計画**を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出。
- ⑥文部科学大臣及び経済産業大臣が、ファンドに係る特定研究成果活用支援事業に関する計画を認定。
- ⑦国立大学法人等が、**大学VCの組成したファンドへの出資に係る出資認可申請書**を文部科学大臣に提出。
- ⑧文部科学大臣は、提出された出資認可申請書について財務大臣へ協議の上、認可（その後、大学がファンドにLP出資する）。

特定研究成果活用支援事業のスキーム及び認定・認可の手の続の流れ(2)

スキーム2：大学から民間VC等がGPであるファンドに出資するスキーム

※規制緩和により令和4年4月1日から可能に。

- 国立大学法人等は、**文部科学大臣・経済産業大臣から認定を受けた認定特定研究成果活用支援事業者（ファンド）**に出資が可能。国立大学法人等は出資の都度、事前に**文部科学大臣からの出資認可**が必要。認定特定研究成果活用支援事業者（ファンド）は、認定特定研究成果活用支援事業計画に変更が生じた際は変更認定申請が必要。



※当該国立大学法人等における技術に関する研究成果を活用した大学発ベンチャーに投資・支援することを主たる目的としたファンド

スキーム2を実施する場合の手続の流れ

- ① VCが、**ファンドに係る特定研究成果活用支援事業に関する計画**を文部科学大臣及び経済産業大臣に提出。
- ② 文部科学大臣及び経済産業大臣が、ファンドに係る特定研究成果活用支援事業に関する計画を認定。
- ③ 国立大学法人等が、**VCの組成したファンドへの出資に係る出資認可申請書**を文部科学大臣に提出。
- ④ 文部科学大臣は、提出された出資認可申請書について財務大臣へ協議の上、認可（その後、大学がファンドにLP出資する）。